

小作争議調査表

No. 22.

(昭和 年 月 分)

雑作科 要求事項 前記小作地口村小作米拾 四俵の小作実均と昭和七年 改訂解除すにあり相互 合意正下地協定より解 決	原因 半元寺正々有地小作人より仲介人を通じて雑作科要求せよに依り	地主關係 十 ✓	關係人員 地主上中元寺正々所有 小作人中嶋鶴太郎	場所 田川郡榛田町大字上中元寺	發生 昭和七年十一月一日	結果 一已口一切の紛議を解決する條件 の下に玄米三石五斗と中嶋鶴 太郎へ譲渡すにあり均来し回つ 空行す 右の條件履行に依り昭和七年 鶴太郎は此件を就て兩反出せし 異議有りしと署名す 昭和八年一月五日 小作人 中西鶴太郎 立合人 木村幸隆 当地 勇
		地主關係 小作人 關係團體 十 ✓	關係地 種類面積 田 五 反六畝十三步	總生 昭和八年一月十一日		

財団法人 協同會 福岡出張所

備考	
----	--